

平成 24 年 5 月 17 日

公益社団法人 富山県バス協会
会長 川岸 宏 殿

バス運転者の労働時間等労務管理の徹底に関する要請書

労働行政の推進につきまして、日頃よりご理解を賜り感謝申し上げます。さて、平成24年4月29日、群馬県内の関越自動車道で、いわゆる高速ツアーバスとして運行していた貸切バスが、道路左側の防護壁に衝突して大破し、乗客7名が死亡、当該バスの運転者を含む39名が重軽傷を負うという重大な自動車事故が発生しました。

この事故に関しては、労働基準法や自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）などの違反の有無について現在調査中です。

また、事故の重大性を考えますと、厚生労働省としても、国土交通省と連携を図り、今後の対策を検討していくことについていますが、この問題は、乗客の生命のみならず、バス運転者の労働条件の確保の観点から、看過しえないものであり、同種事故の発生を防止するためには、現行の法令等を遵守していただくことが何よりも重要です。

つきましては、貴職には、バス運転者の労働基準法等、改善基準告示、特に以下の事項の遵守徹底と配慮について、改めて傘下の企業にご指導いただきますようお願いします。

1 労働者の労働時間等については、労働基準法に以下のように定められているので、その遵守を改めて徹底すること。

- ① 労働時間は、休憩時間を除き 1 週間にについて 40 時間、1 日について 8 時間以内
- ② 休憩時間は、労働時間が 6 時間を超える場合には少なくとも 45 分、8 時間を超える場合には少なくとも 1 時間
- ③ 休日は、原則として、毎週少なくとも 1 回
- ④ 上記①、③を超えて労働者に時間外労働又は休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定を締結し、所轄労働基準監督署への届出

2 バス自動車運転者の労働時間等については、改善基準告示において以下

のようく定められているので、その遵守を改めて徹底すること。

- ① 1日の運転時間は9時間以内（2日平均）
- ② 連続運転は4時間以内
- ③ 1日の拘束時間は原則13時間以内、最大16時間
- ④ 休息期間（勤務と次の勤務の間の時間）は継続8時間以上

3 労働安全衛生法に基づき、常時使用する労働者に対して1年に1回、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対して6月以内ごとに1回、それぞれ定期に医師による健康診断の実施を改めて徹底すること。

富山労働局長

半田和彦